

上山市議会会議録

第 5 2 2 回臨時会
(令和 4 年 5 月 2 6 日)

令和4年5月26日（木曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

令和4年5月26日（木曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第28号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第2号）
日程第 5 議第29号 元クリーンセンター等解体撤去工事請負契約の締結について
日程第 6 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
（閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1 番	長	澤	長右衛門	議員	2 番	石	山	正	明	議員	
3 番	佐	藤	光 義	議員	4 番	守	岡		等	議員	
5 番	高	橋	要 市	議員	6 番	棚	井	裕	一	議員	
7 番	谷	江	正 照	議員	8 番	尾	形	み ち	子	議員	
9 番	川	口		豊	議員	1 0 番	中	川	と み	子	議員
1 1 番	神	保	光 一	議員	1 2 番	枝	松	直	樹	議員	
1 3 番	川	崎	朋 巳	議員	1 4 番	高	橋	義	明	議員	
1 5 番	大	沢	芳 朋	議員							

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	山 本 幸 靖	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	富 士 英 樹	市政戦略課長
鈴 木 英 夫	財政課長	前 田 豊 孝	税務課長
佐 藤 毅	市民生活課長	鈴 木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福祉課長	大 澤 泰 雄	子ども子育て課長
木 村 昌 光	商工課長	安 田 紀 之	観光・ブランド 推進課長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局局長	横 戸 利 平	建設課長
須 貝 信 亮	上下水道課長	武 田 浩	会計管理 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消防長	横 戸 隆	教育委員 会長
土 屋 光 博	教育委員 管理課会長	塚 原 洋 樹	教育委員 会長
高 橋 秀 典	教育委員 生涯学習課会長	舟 越 信 弘	教育委員 会長
板 垣 郁 子	選挙管理 委員会 委員長	花 谷 和 男	スポーツ振興 課長
大 和 啓	監査委員	鈴 木 淳 子	農業委員 会長
			農会 監事
			査務 委員 局長

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
伊 藤 寛 人	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 会

○長澤長右衛門議長 去る5月19日告示になりました第522回臨時会をただいまから開会いたします。

開 議

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達し

ておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る5月23日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

初めに、予算議案1件及び契約議案1件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、最後に専決処分の報告を受け、本日は以上をもって閉会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○長澤長右衛門議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔金沢直之事務局長 登壇〕

○金沢直之事務局長 諸般の報告を申し上げます。

す。

第1、招集告示について

去る5月19日、上山市告示第164号によって、令和4年5月26日、上山市議会第522回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和4年5月19日、議第50号をもって、地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第522回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○長澤長右衛門議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

2番 石 山 正 明 議員

4番 守 岡 等 議員

15番 大 沢 芳 朋 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○長澤長右衛門議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日と決しました。

~~~~~

**日程第４ 議第２８号 令和４年度  
上山市一般会計補正予算  
（第２号）**

○長澤長右衛門議長 日程第４、議第２８号令和４年度上山市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第２８号令和４年度上山市一般会計補正予算（第２号）についてであります。今回の補正予算は、脱炭素に向けた公共施設のＺＥＢ化に要する経費や、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など、早急に予算措置を必要とする経費について計上するもので、歳入歳出それぞれ１２億９，５００万円を追加し、予算の総額を１６８億２，５００万円とするものであります。

繰越明許費につきましては、公共施設のＺＥＢ化に要する経費を令和５年度に繰り越して執行するものであります。

地方債につきましては、小学校施設整備事業及び体育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰越金、

市債をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、２款総務費において、庁舎の空調設備を更新する経費を計上するものであります。

３款民生費では、国の制度による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金を計上するものであります。

１０款教育費では、南小学校及び体育文化センターのＺＥＢ化に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第２８号令和４年度上山市一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。

令和４年度上山市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２億９，５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６８億２，５００万円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許

費」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるものであります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

2款総務費1項7目情報管理費は300万円を追加し、補正後の額を1億2,357万2,000円とするものであります。コンピュータシステム運用費で、庁舎3階サーバ室に設置しているエアコンが経年劣化により故障したことから、システム関連機器等の発熱による機能停止を防止するため、緊急に更新するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は5,100万円を追加し、補正後の額を4億3,296万8,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症対策費（低所得世帯支援）で、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、令和4年度の住民税非課税世帯で、令和3年度の住民税非課税世帯ではない世帯、並びに令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯を対象に、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給する補助金のほか、事務費を措置するものであります。

なお、住民税が非課税になると推計した約450世帯に対しては、7月中に支給する予定とし、家計急変世帯約50世帯に対しては、7月から9月までを受付期間とし、順次支給する予定であります。

2項1目児童福祉総務費は3,100万円を追加し、補正後の額を5億4,557万5,0

00円とするものであります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、児童扶養手当受給者のひとり親世帯等及び住民税非課税の子育て世帯、並びに18歳未満の子どもがいる家計急変世帯を対象に、子ども1人当たり5万円の特別給付金を支給する補助金のほか、事務費を措置するものであります。

なお、ひとり親世帯等の子ども約260人に対しては6月中に、住民税非課税の子育て世帯の子ども約190人に対しては7月中に支給する予定とし、家計急変世帯の18歳未満の子ども約50人に対しては、8月から令和5年2月までを受付期間とし、順次支給する予定であります。

10款教育費の補正につきましては、脱炭素の取組を進めるため、国の補助金を活用し、南小学校及び体育文化センターの老朽化した空調設備等を令和5年度までの2か年で更新し、ZEB化、すなわち外部からのエネルギー購入量を可能な限りゼロにする建築物を目指すものであります。

なお、予算の計上に当たりましては、年度ごとの事業費が確定していないことから、2か年分の総額予算を計上し、全額を令和5年度への繰越明許費として設定するものであります。

それでは、順次御説明申し上げます。

2項1目学校管理費は5億4,373万円を追加し、補正後の額を7億1,075万2,000円とするものであります。小学校整備事業費で、南小学校のZEB化に係る工事請負費を措置するものであります。

主な整備内容といたしましては、普通教室窓ガラスの複層化、高効率パッケージエアコンと

全熱交換器の導入による空調能力・換気量の適正化、照明のＬＥＤ化と照度の適正化、太陽光発電設備の設置、蓄電システムの導入などを実施するものであります。

次に、６項３目体育施設費は６億６，６２７万円を追加し、補正後の額を８億５，００９万円とするものでありますが、体育施設等整備事業費で、体育文化センターのＺＥＢ化に係る工事請負費を措置するものであります。

主な整備内容といたしましては、個別空調方式への変更による空調能力・換気量の適正化、照明のＬＥＤ化と照度の適正化、ヒートポンプ給湯器の導入、太陽光発電設備及び蓄電システムの増設などを実施するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました、歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、９ページ、１０ページをお開き願います。

１５款国庫支出金２項２目民生費国庫補助金は８，２００万円を追加し、補正後の額を１億３，８７４万３，０００円とするものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策費（低所得世帯支援）に対する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、並びに新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

３目衛生費国庫補助金は６億２，１６９万５，０００円を追加し、補正後の額を９億３，７１２万３，０００円とするものでありますが、公共施設のＺＥＢ化事業に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、補助対象経費の３分の２を計上するものであります。

２０款繰越金１項１目繰越金は６，１９０万５，０００円を追加し、補正後の額を２億４，

０００万５，０００円とするものでありますが、前年度繰越金を増額計上するものであります。

２２款市債１項６目教育債は５億２，９４０万円を追加し、補正後の額を５億８，３８０万円とするものでありますが、公共施設のＺＥＢ化事業に充てる市債を計上するものであります。

次に、第２表 繰越明許費について御説明いたします。

前に戻りまして、４ページをお開き願います。

１０款教育費２項小学校費、小学校整備事業費の５億４，３７３万円、６項保健体育費、体育施設等整備事業費の６億６，６２７万円につきましては、南小学校及び体育文化センターのＺＥＢ化事業の実施期間が令和５年度に及ぶため、繰り越すものであります。

最後に、第３表 地方債補正について御説明いたします。

このたびは、南小学校及び体育文化センターのＺＥＢ化事業に伴う限度額の変更であります。

小学校施設整備事業は２億３，５２０万円を追加し、補正後の限度額を２億４，５２０万円とし、体育施設整備事業は２億９，４２０万円を追加し、補正後の限度額を３億２，１５０万円とするものであります。

この結果、地方債全体では、補正後の限度額を１１億３，２１０万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 ７番谷江正照議員。

○７番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第２８号議案につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略することを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま7番谷江正照議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第28号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費及び地方債は歳入と合わせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費についての質疑、発言を許します。川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 それでは、10款教育費について質問させていただきます。

脱炭素化に向けましたZEB化の事業につきましては、大変重要な事業であるというふうに認識をした上で伺います。

このたびの予算に計上されていることにつきましては、もう既に業者は決まっているんでしょうかということが1点、それから令和5年度までの2か年にわたり工事なされるというふうな説明ございましたけれども、実際に工事はいつから始まるのかということをお示しいただき

たいと思います。

○長澤長右衛門議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 業者につきましては、プロポーザルにより選定している業者がございませう。工事につきましては、11月からの工事を予定しております。

○長澤長右衛門議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 今年の11月から工事が始まるということで説明がございましたが、これはすばらしい事業でありますけれども、特に南小学校、学校現場の工事というふうなことになります。学校におきましては、この2年間、コロナ禍の影響を非常に大きく受けまして、学校閉鎖あるいは学級閉鎖、そして各授業、各行事が中止になるというふうな、子どもたちに非常に大きな影響を与えた2年間でありましたので、この工事に伴って子どもたちに影響を本当に与えたくないというふうに思っているのですが、その辺、学校の現場とのすり合わせ、工期の日程等のすり合わせについて、きちっとできているのかどうか、お伺いいたします。

○長澤長右衛門議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 工期の日程につきましては、授業等に影響のないように組んでいく予定でございまして、詳細につきましては、これから学校現場と詰めていく予定でございませう。

○長澤長右衛門議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 ありがとうございます。これはすばらしい事業であることは私も認識しておりますが、子どもたちに影響はないような形でぜひ進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 私もZEB化の問題に

についてお尋ねします。

この太陽光発電ということで、自然エネルギーの活用ということで大変結構なことだと思いますけれども、ただ、この太陽光発電の弱点として、冬期間あるいは夜間とか、要するに太陽の出ていない間は発電しないという問題があるわけです。今回のZEB化に当たって、いろいろな基準があるようですけれども、そうしたソーラー発電ができない期間の対応というのはどのようなになるのか、お示してください。

○長澤長右衛門議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 太陽光発電によりまして発電された電力につきましては、今現在、校舎等で使っておるものに使われるわけでありまして、それで発電がそれほど出ない場合は、普通の電力が使われるというものでございます。

○長澤長右衛門議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 蓄電池の蓄電能力というのはあまりないものだと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 このたびの蓄電システムにつきましては、災害時のための利用を見込んでのものになっておりますので、それによって校内の電気を賄っていくというものではございません。

○長澤長右衛門議長 スポーツ振興課長。

○舟越信弘スポーツ振興課長 体育文化センターについてお答えいたします。

南小と同じような考えではございますが、体育文化センターも非常時の避難所になっておりますが、その部屋の照明設備のほうに提供するという事で蓄電池を備えるという仕組みとなっております。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、繰越明許費及び地方債についての質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 国の補助金3分の2、対象経費の3分の2相当が計上されております。これ、過疎債の適用を受けるか、受けられるかどうかはまだ断定はできないんだと思いますが、過疎債が適用されることになれば、市の負担も減るし、補助金はもっと減ると思いますけれども、この辺についてどうですか。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

○鈴木英夫財政課長 まず、申し上げたように、対象事業費の振替諸経費の3分の2が国庫補助金という形になりますけれども、今回その残りについて市債を計上しております。残りの90%に充当してございます。そのうち、交付税の措置が3割という起債、すなわち地域活性化事業債というのを今充てている、予算上充てている状況でございます。

議員おっしゃるように、過疎地域持続的発展計画、今年度策定することになっておりますので、その計画に基づいて、今後、過疎対策事業債の借入れについて協議を進めるということになります。したがって、現在は過疎対策債ではないということでございます。

参考までに、過疎対策事業債の場合ですと、充当率が100%で、交付税措置が70%となっておりますので、単純に予算額ベースで比較しますと、持ち出し額で約2億5,000万円ほど違うというふうになってございます。

ただ、申し上げましたように、必ず借りられ

るというものではございませんので、御認識よろしく願いいたします。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 では、頑張ってそこは計画書をつくって申請してください。

それから、南小が今回ZEB化になりますが、例えば上小はどうか、あるいはちょっと古い北中や南中、こういったところについて、今後こういったZEB化を意識した工事をするのかどうかですね。いわゆるペアガラスなんかまだ入っていないと思うんですけれども、その辺を含めて、どのような計画になっているのか、伺います。

○長澤長右衛門議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 まず、今回のものにつきましては、施設の長寿命化の計画の中で位置づけられたもので、前倒しができるものということで判断をして施設を決定しております。

ほかの中学校・小学校、上小とかにつきましては、例えば空調の導入時期が直近のものであったりするわけですので、更新時期が合わないという部分がございますので、その更新時期に合わせながら検討していくという考えでございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第28号令和4年度上山市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第5 議第29号 元クリーン
センター等解体撤去工事
請負契約の締結について

○長澤長右衛門議長 日程第5、議第29号元クリーンセンター等解体撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第29号元クリーンセンター等解体撤去工事請負契約の締結につきましては、条件付一般競争入札に付し、5月10日の入札の結果、5億4,450万円をもって、羽陽建設・松田建設・山形一進社特定建設工事共同企業体、代表者、羽陽建設株式会社代表取締役堀川裕志と請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、令和4年5月27日から令和6年3月15日までとしております。

以上、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

なお、詳細につきましては市民生活課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、

御可決くださいますようお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

〔佐藤 毅市民生活課長 登壇〕

○佐藤 毅市民生活課長 命によりまして、議第29号元クリーンセンター等解体撤去工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げます。

議案と一緒に配付しております議第29号議案資料、元クリーンセンター等解体撤去工事入札経過及び結果を御覧願います。

1、工事名であります、元クリーンセンター等解体撤去工事であります。

2、入札日時は、令和4年5月10日午前8時45分。

3、入札場所は、市役所401会議室でありました。

4、入札参加者は、羽陽建設・松田建設・山形一進社特定建設工事共同企業体及び市村工務店・西庄建設特定建設工事共同企業体の2者であり、

5、落札者、いわゆる契約の相手方は、羽陽建設・松田建設・山形一進社特定建設工事共同企業体、代表者、羽陽建設株式会社代表取締役堀川裕志。

6、落札金額は4億9,500万円であり、契約金額につきましては、落札金額に消費税を加えた5億4,450万円となるものであります。

7、工期につきましては、令和4年5月27日から令和6年3月15日までとするものであります。

このたびの工事請負契約につきましては、工事請負額が1億5,000万円を超えることとなりますので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第29号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第29号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 2つのJVが入札に参加をしたわけではありますが、これの落札率についてまず伺いするとともに、今回は金額だけの入札判定になったのか。その他、社会的な貢献とか、そういったことが加味されたのかどうか、伺います。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 落札率につきまして

は、９９％という落札でございました。

今回の条件付一般競争入札については、価格により、価格での入札ということでございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。石山正明議員。

○２番 石山正明議員 いろいろな工事の中で、解体のほかにアスファルト舗装というようなことで、ダイオキシンが外に出ないようにということだと思いますが、解体後の跡地利用について、具体的にどのようなお考えがあるのか、お聞きしておきます。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 解体後の施設の利用ということでございますけれども、基本はその施設につきましては、ネットフェンス等で敷居を囲ってしまいますので、現状のまま管理を続けていくということになります。

○長澤長右衛門議長 石山正明議員。

○２番 石山正明議員 アスファルトで覆った形での管理ということだそうでございますけれども、この跡地利用について、実は今、３年後にパリオリンピックもありますし、上山市でスケートボーダーが結構今活躍していらっしゃる方もおりますので、この跡地について、スケートボードのコースとしてぜひ利用していただけないかと思っておりますが、その辺については、答えは要りませんので、ぜひこちらの要望ということでお願いを申し上げておきます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

議第２９号元クリーンセンター等解体撤去工事請負契約の締結については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第２９号議案はこれに同意することに決しました。

日程第６ 報告第２号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

○長澤長右衛門議長 日程第６、報告第２号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔山本幸靖副市長 登壇〕

○山本幸靖副市長 ただいま議題となりました報告第２号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

令和４年１月２６日午前１１時頃、上山市小穴地内において、損害賠償請求者が所有するフェンスの一部損傷が判明したもので、これにより生じた損害額１１万８，８００円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、ポンプ庫屋根及びポンプ庫脇に保管していたローリータンクからの落雪により、隣地に設置されたフェンスが一部損傷したもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

以上、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告いたします。

○長澤長右衛門議長 最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第522回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時39分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

会議録署名議員 大 沢 芳 朋

同 上 石 山 正 明

同 上 守 岡 等

